

答 まず、文部科学省の

国立大学法人の教員についての残業代の未払いが判明したという報道がありましたが、学校の教員は、いくら働いても残業代は支払われないと聞いたことがあります。

国立大学法人の教員、私学の教員、公立の教員で残業代の支払いに違ひがあるのでしあうか、教えてください。

公立学校の教員についての残業代の未払いが判明したという報道がありましたが、学校の教員は、いくら働いても残業代は支払われないと聞いたことがあります。

では、私学の教員と同じように、国立大付属校の教員も、実際に働いた残業は生じないという前代は支払われないと聞いたことがあります。

の地裁判決では、労働基準法上の法定労働時間の規制を超えた労働があつたと認めたうえで、残業しなければ業務が終わらない状況が常態化しているとまでは言えないなどとして請求を棄却しました。この判決で裁判長は、残業代を支払わない代わりに月額給与の4%を支給する給特法について、原告の勤務実態を見ると、

文部科学省の調査で、

質問に お答えします

学校教員の残業代

業代

調査報道については、国立大付属校の労務管理に関する調査を文部科学省が初めて行い、国立大学が法人化した2004年4月以降、2021年末までの間に、24法人で教員約3000人の残業代、つまり、時間外労働の割増賃金について合計15億5600万円が未払いになっていたことを、今年2月に公表しました。

ものとしています。
国立大付属校の教員もかつては、この給特法が適用されていましたが、2004年の独立行政法人化に伴い、給特法の対象から外れたものの、その仕組みを維持していたために未払い残業代が発生してしまったところが多いようだと文部科学省は分析しています。

時間に対する割増賃金の支払いが必要ですが、公立の教員には、必要ありません。
公立学校の教員が、時間外労働に係る割増賃金の支払いを求める民事訴訟は、いくつもありますが、基本的に給特法を基に退けられています。公立学校の教員が残業の未払い賃金の支払いを求めた訴訟の2021年10月

時間に対する割増賃金の支払いが必要ですが、公立の教員には、必要ありません。
公立学校の教員が、時間外労働に係る割増賃金の支払いを求める民事訴訟は、いくつもありますが、基本的に給特法を基に退けられています。公立学校の教員が残業の未払い賃金の支払いを求めた訴訟の2021年10月